
『常盤台人間文化論叢』規定

2014年10月6日

第1条（名称）

本誌は『常盤台人間文化論叢』と称する。

第2条（目的）

本誌は、横浜国立大学都市イノベーション研究院における人文科学系の研究活動の成果を広く発信することを目的とする。

第3条（投稿資格）

本誌に投稿する資格を有するのは、①横浜国立大学都市イノベーション研究院に所属する人文科学系教員、②横浜国立大学都市イノベーション学府に在籍する者あるいは在籍した者、③上記①の教員の推薦を受けた者とする。

第4条（投稿論文）

投稿論文は未発表のものに限り、その分量・体裁等は別に定める執筆要項に従う。

第5条（掲載）

研究論文の本誌掲載の可否は、『常盤台人間文化論叢』編集委員会が指名する査読委員会によって決定される。

第6条（複製権・公衆送信権）

当該論文等の複製権と公衆送信権は都市イノベーション研究院に許諾される（筆者自身が自分の論文を利用することは差し支えないが、事前に申し出ること）。